

令和7年5月26日から 盛土規制法の運用が始まりました



令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が施行されました。
静岡市では、令和7年5月26日に市全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に
指定し、盛土規制法の運用を開始しました。

許可の対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例)●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土など

要件	① 盛土で高さが1m超の崖*を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖*を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖*を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土の高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積*が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

一時的な土石の堆積

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

高さ30cmを超える土石の堆積をするもの

許可申請から工事完了までの流れ

①許可申請前

- 事前相談
- 土地所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

②申請

- 許可基準への適合
- 市長の許可

③施工中

- 現場での標識掲示
- 定期報告(3か月ごとに報告)
- 中間検査(特定工程を含む場合に実施)※特定工程：工事完了後に確認困難となる工程

④工事完了

- 完了検査(安全基準への適合について現地検査)

<問合せ>

静岡市 都市局 都市計画部 土地政策課 盛土対策係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話:054-221-1591

詳細はコチラから「静岡市の技術的基準」をご確認ください



静岡市
CITY OF SHIZUOKA

静岡市 盛土規制法 検索